

C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議 運営規則

C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議（以下「連絡会議」という。）の議事の手続きその他連絡会議の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（連絡会議の招集）

第1条 連絡会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、連絡会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、構成員等に通知する。

（連絡会議の事務）

第2条 議長は、連絡会議の事務を掌理する。

- 2 議長が連絡会議に出席できない場合は、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

（構成員及びオブザーバーの欠席）

第3条 連絡会議を欠席する構成員及びオブザーバーは、事前に議長に申し出ること、代理人を連絡会議に出席させることができる。

（議事）

第4条 連絡会議は、構成員（代理人が出席する場合の代理人を含む。以下本条において同じ。）の過半数が出席しなければ、連絡会議を開き、議決することはできない。

- 2 議事を決するに当たり、議長は構成員全員の同意を得るように努めなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、構成員全員の同意を得られない場合には、議長が連絡会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

（非公表事項の取扱い）

第5条 構成員等は、連絡会議において非公表とした事項について、連絡会議外での言及等を行わないこととする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、令和6年1月26日から実施する。